

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和3年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
桜川市	下水道事業	公共下水道	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	
		●					

抜本的な改革の取組状況

取組事項	(下水道事業)広域化等													
実施済	(実施類型)		(取組の概要及び効果)			(実施(予定)時期)								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">汚水処理施設の統廃合</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>処理場廃止あり</td> <td>処理場廃止なし</td> </tr> </table>		汚水処理施設の統廃合		処理場廃止あり	処理場廃止なし				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">年</td> <td style="width: 33%;">月</td> <td style="width: 33%;">日</td> </tr> </table>		年	月	日
	汚水処理施設の統廃合													
処理場廃止あり	処理場廃止なし													
年	月	日												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">公共下水・流域下水の統合</td> <td style="width: 20%;">公共下水同士の統合</td> <td style="width: 20%;">農業排水・公共下水との統合</td> <td style="width: 20%;">特環施設と公共下水との統合</td> <td style="width: 20%;">その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		公共下水・流域下水の統合	公共下水同士の統合	農業排水・公共下水との統合	特環施設と公共下水との統合	その他								
公共下水・流域下水の統合	公共下水同士の統合	農業排水・公共下水との統合	特環施設と公共下水との統合	その他										
実施予定	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">汚泥処理の共同化</td> <td style="width: 33%;">維持管理・事務の共同化</td> <td style="width: 33%;">最適な汚水処理施設の選択(最適化)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		汚泥処理の共同化	維持管理・事務の共同化	最適な汚水処理施設の選択(最適化)									
	汚泥処理の共同化	維持管理・事務の共同化	最適な汚水処理施設の選択(最適化)											
検討中	(取組の概要)		(検討状況・課題)											
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%;">農業集落排水の公共下水道への統合等</td> </tr> </table>		農業集落排水の公共下水道への統合等	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%;">施設の統廃合に係る費用負担が膨大であること。また、長期的に見通した際にも、施設統合・廃止のスケジュールが過密になる可能性がある。</td> </tr> </table>					施設の統廃合に係る費用負担が膨大であること。また、長期的に見通した際にも、施設統合・廃止のスケジュールが過密になる可能性がある。					
農業集落排水の公共下水道への統合等														
施設の統廃合に係る費用負担が膨大であること。また、長期的に見通した際にも、施設統合・廃止のスケジュールが過密になる可能性がある。														

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和3年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
桜川市	下水道事業	特定地域排水処理施設	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	
							●

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組みず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

高度処理浄化槽を市が設置し、使用料を徴収している。設置後は市が維持管理を行うため現行の経営体制・手法を継続する必要がある。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和3年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
桜川市	下水道事業	農業集落排水施設	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	地方独立行政法 人への移行	
		●					

抜本的な改革の取組状況

取組事項		(下水道事業)広域化等																				
実施済		(実施類型)	(取組の概要及び効果)		(実施(予定)時期)																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">汚水処理施設の 統廃合</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">処理場廃止あり</td> <td style="text-align: center;">処理場廃止なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	汚水処理施設の 統廃合							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">処理場廃止あり</td> <td style="text-align: center;">処理場廃止なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	処理場廃止あり	処理場廃止なし										
汚水処理施設の 統廃合																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">処理場廃止あり</td> <td style="text-align: center;">処理場廃止なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	処理場廃止あり	処理場廃止なし																				
処理場廃止あり	処理場廃止なし																					
実施予定		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">公共下水・流域下 水の統合</td> <td style="text-align: center;">公共下水同士 の統合</td> <td style="text-align: center;">農業排水・公共下水と の統合</td> <td style="text-align: center;">特環施設と公共下 水との統合</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					公共下水・流域下 水の統合	公共下水同士 の統合	農業排水・公共下水と の統合	特環施設と公共下 水との統合	その他						年 月 日					
		公共下水・流域下 水の統合	公共下水同士 の統合	農業排水・公共下水と の統合	特環施設と公共下 水との統合	その他																
検討中		(取組の概要)	(検討状況・課題)																			
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">汚泥処理の 共同化</td> <td style="text-align: center;">維持管理・事務 の共同化</td> <td style="text-align: center;">最適な汚水処理施設 の選択(最適化)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	汚泥処理の 共同化	維持管理・事務 の共同化	最適な汚水処理施設 の選択(最適化)				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td> 公共下水道編入による施設の 統廃合及び他市町村との排水 接続統合等 </td> <td> 施設の統廃合に係る費用負担が膨大で、施設統合・廃止のス ケジュールも過密になる可能性がある。また、他市町村の排水 管に接続する検討も行っていくため、実現には自治体間での連 携が必要となる。 </td> </tr> </table>		公共下水道編入による施設の 統廃合及び他市町村との排水 接続統合等	施設の統廃合に係る費用負担が膨大で、施設統合・廃止のス ケジュールも過密になる可能性がある。また、他市町村の排水 管に接続する検討も行っていくため、実現には自治体間での連 携が必要となる。										
汚泥処理の 共同化	維持管理・事務 の共同化	最適な汚水処理施設 の選択(最適化)																				
公共下水道編入による施設の 統廃合及び他市町村との排水 接続統合等	施設の統廃合に係る費用負担が膨大で、施設統合・廃止のス ケジュールも過密になる可能性がある。また、他市町村の排水 管に接続する検討も行っていくため、実現には自治体間での連 携が必要となる。																					

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和3年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
桜川市	水道事業	—	—

実施状況

抜本的な改革の取組							<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 現行の経営体制を継続 </div>
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	
							●

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

現行の経営体制・手法を継続している理由として、桜川市水道事業での経営戦略策定が平成28年度(H29.3)に(平成29年度から令和8年度までの10年間)計画して実行中であるが、策定後4年が経過し計画を5年ごとに見直しする事から、令和3年度に現在の水道事業の状況及び社会情勢等の変化を踏まえて令和4年度末までに抜本的な見直しを実施いたします。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和3年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
桜川市	病院事業	—	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	
			●				

抜本的な改革の取組状況

取組事項	民間活用(指定管理者制度)			(実施(予定)時期)					
実施済	●	<p>(取組の概要及び効果) 筑西・桜川地域の公立病院2病院への医師の分散や桜川市の医療機能の低下という課題解決のため、筑西市民病院、県西総合病院、山王病院の再編統合により、茨城県西部メディカルセンター(250床)と、さくらがわ地域医療センター(128床)を整備した。病院運営については、指定管理制度を導入(平成29年8月31日議決)し、民間ノウハウの活用により経営安定化を図り、一般会計負担を起債償還、指定管理料、政策的医療等の必要経費支出に抑えている。(平成30年10月1日開院)</p>	(方式)		平成	30	10	1	
実施予定			代行制	利用料金制					年
検討中		(取組の概要)	(検討状況・課題)						